

| | |
|---------------|--------|
| 第93回がん対策推進協議会 | 参考資料10 |
| 令和8年3月9日 | |

医政地発 0210 第 1 号
健生が発 0210 第 1 号
健生難発 0210 第 1 号
基安労発 0210 第 1 号
職首発 0210 第 1 号
職保発 0210 第 1 号
雇均職発 0210 第 1 号
社援保発 0210 第 1 号
社援地発 0210 第 1 号
障企発 0210 第 1 号
障障発 0210 第 1 号
保保発 0210 第 1 号
保医発 0210 第 1 号
年管管発 0210 第 1 号
開訓発 0210 第 1 号
開若発 0210 第 1 号

令和 8 年 2 月 10 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
厚生労働省職業安定局首席職業指導官
厚生労働省職業安定局雇用保険課長
厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省保険局保険課長
厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省年金局事業管理課長
厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室長
厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）
（公印省略）

A Y A世代のがん患者向けパンフレットの周知・活用について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しているところです。

令和5年3月に策定された第4期基本計画において、A Y A世代のがん患者の療養環境については、現状・課題として「利用できる支援制度に限りがある等の理由から、在宅で療養することを希望しても、患者やその家族等の身体的・精神的・経済的な負担が大きい」ことが挙げられており、これに対応する取り組むべき施策として「国は、小児・A Y A世代のがん患者の療養環境の課題等について実態把握を行い、診断時からの緩和ケア提供体制や在宅療養環境等の体制整備について、関係省庁と連携して検討する」こととされています。

今般、厚生労働科学研究費補助金において採択された「小児・A Y A世代のがん経験者の健康アウトカムの改善および根治困難ながんと診断されたA Y A世代の患者・家族の生活の質の向上に資する研究」における実態調査において、A Y A世代のがん患者は、経済的負担が大きく、療養にあたっての手当が必要である、などの結果が出たことを受けて、現行の支援制度の活用を推進するため、A Y A世代のがん患者が、自身の活用できる制度を知り、適切な制度やサービスに繋がるための契機となる資材として、関連する制度をまとめたパンフレット「15歳～30歳代でがんと診断されたあなたへ がんの治療と暮らしを支える制度ガイド」（以下、「パンフレット」という。）を作成しました。

本パンフレットは、がん相談支援センターにおけるがん専門相談員からの説明をはじめ、医療従事者（医師・看護師等）による配布、医療機関内の情報コーナーへの配架、自治体における活用等を想定しています。

つきましては、貴職におかれては、貴管内の医療機関に対しパンフレットの周知を行うとともに、積極的な活用が図られるように御配慮くださいますよう、お願い申し上げます。

15歳～30歳代でがんと診断されたあなたへ

がんの治療と 暮らしを支える 制度ガイド

この冊子では、あなたのこれからを一緒に考え、あなたらしい生活を支えるために、利用できる制度や相談窓口について案内しています。まずは、気になる項目からページを開いてみてください。



目次

がん相談支援センター P.1

1. 患者同士が交流できる場について P.2

2. こころがつかなくなったら P.2

3. 治療と生活

■ 配偶者との子どもを産み育てることを将来望む可能性がある場合
(にんようせい妊孕性について) P.3

■ 腕や脚などにむくみ起きた場合 (リンパ浮腫^{ふしゅ}) P.4

■ 治療を終えた後の健康管理 (晩期合併症^{ばんきがっぺいしょう}・後遺症について) P.5

■ 自宅で医療者のサポートを希望する場合 (在宅医療・生活支援) P.5

4. 生活を支える制度について P.6

がんに関する情報を知りたい場合 P.10

～「AYA世代」という言葉を知っていますか？～

15歳 (おもに思春期) から30歳代までの世代のことを、AYA世代
(Adolescent and Young Adult の頭文字) と表現しています。



がん相談支援センター

「がん相談支援センター」は、がんに関する心配ごとやお悩みを相談いただける窓口です。全国にあるがん診療連携拠点病院等※に設置され、がんの専門的な研修を受けた看護師やソーシャルワーカーなどが相談員として対応します。

治療や生活について、あなたと一緒に考え、あなたが納得して選択できるようお手伝いをしています。

例えば、こんなことが相談できます

●がんの治療について

- ・がんや治療について詳しく知りたい
- ・セカンドオピニオンを聞きたい
- ・緩和ケアを受けられる病院を知りたい
- ・治療の副作用と上手に付き合いたい
- ・がんゲノム医療について知りたい
- ・希少がんの情報を知りたい
- ・治療による外見の変化が不安である

●療養生活、制度やサービスについて

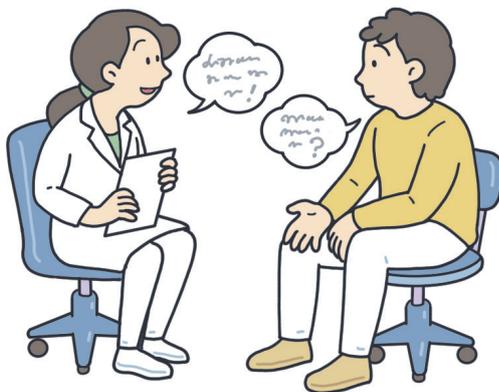
- ・治療しながら仕事を続けたい
- ・学業と治療を両立させたい
- ・活用できる助成・支援制度、介護・福祉サービスを知りたい
- ・自宅療養したい
- ・患者サロンに参加してみたい

●今の気持ち、不安や心配などについて

- ・今の気持ちを話したい
- ・不安でたまらない
- ・気持ちが落ち込んでつらい

●家族との関わり

- ・家族にどう話していいかわからない
- ・こどもにどう伝えたらいいかわからない
- ・家族の悩みも相談したい
- ・家族として患者にどう接してよいか分からない



●医療者とのコミュニケーション

- ・医師の説明が難しい
- ・医療者に自分の疑問や希望をうまく伝えられない
- ・何を聞けばよいか分からない

●がんの予防や検診について

- ・がん検診はいつ、どこで受けられるか
- ・がん検診で再検査の通知がきて、不安でたまらない

●妊孕性、性に関することについて

- ・がんや治療は、妊娠や出産に影響するか
- ・がんや治療によって、性機能や性生活に影響はあるか

対象者

- ・がん患者さん、ご家族等の身近な方
 - ・地域にお住まいの方 など
- どなたでも利用できます。

◇進学・就職などで転居する方へ
受診していない病院でもがん相談支援センターを利用できます。

利用方法

- ・面談もしくは電話

◇メールなど他の利用方法に対応している病院もあります。

◇利用方法が分からない場合は、院内スタッフへお声かけください。

お問い合わせ

- ・がん診療連携拠点病院等
- ・がん情報サービスサポートセンター

がん情報サービスのウェブサイトでは、お近くのがん相談支援センターを探すことができます。



※がん診療連携拠点病院等

専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者さん・ご家族に対する相談支援及び情報提供等を実施できる医療機関として国が指定した病院です。AYA世代のがん患者さんを支援するための多職種によるチームが設置されている病院もあります。

都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、小児がんに対する小児がん中央機関、小児がん拠点病院、小児がん連携病院があります。

1. 患者同士が交流できる場について

患者同士が会える場、支え合いの場として、がん診療連携拠点病院等で実施されている取組を紹介します。利用方法や開催場所などの情報は、がん相談支援センターで手に入れることができます。

患者サロン

患者サロンとは、患者さんやご家族等が悩みや体験等を語り合い、交流するための場のことです。がん診療連携拠点病院等の病院内や公民館などに設置されており、運営の仕組みはさまざまです。

患者サロンでは、自分と近い悩みをもつ方たちと、気持ちを語り合い共有することで、気持ちが整理でき、心が安らぐこともあります。ほかの人の体験による対処法や療養生活上の工夫などは、役に立つこともありますが、あなたに当てはまるとは限りませんので、医学的なことは必ず担当医に相談するようにしましょう。

ピア・サポート

ピア・サポートとは、悩みや不安を抱える患者さんやご家族等が、ピア・サポーター（病気を経験した患者さんもしくはご家族の立場でサポートを行う人）からサポートを受けることです。ピア（Peer）とは「仲間」という意味であり、同じような体験をした仲間ならではの寄り添った支援を受けることができます。ピア・サポーターは、患者さんやご家族等の話を聴いてくれる心強い存在となります。

ピア・サポーターの実体験や、実体験に基づく生活上の工夫は、具体的で役立つことも少なくありません。ただ、その人にとっての体験である、という点は留意する必要があります。



2. こころがつらくなったら

がんと診断されると、「がんは治るのだろうか」「家族に病気のことをどう話せばいいのだろうか」など、さまざまな場面でストレスを感じ、不安になったり、落ち込んだりすることがあります。

気持ちが落ち着かないことで、日常生活に支障が出たり、つらい状態が長く続いたりしているときには、担当医や看護

師、公認心理師などに相談しましょう。

また、患者会、患者サロン、ピア・サポーターによる支援などを利用することで、同じような悩みを抱えた参加者との交流を通じて、ストレスに対処する方法を見いだすことができる場合もあります。

アピアランスケア

がんやがん治療によって外見（アピアランス）が変化することがあります。外見の問題は命に係わることはないものの、性別や年齢問わず、患者さんにとってはつらい症状です。

外見が変わって苦痛である、学校や職場で周りの人からどう思われるか気になる、買い物や子供の送迎などの外出がしづらい、自分が変わってしまっただけでつらいなど、気になることがあれば、まずは担当医や看護師等に相談してください。がん相談支援センターでも相談を受けつけています。

外見変化への対処方法は人によって違います。治療中に少しでも心地よく生活できるように、医療従事者が患者さんの生活や好みに合った、医学的に問題のない方法を探すお手伝いをします。

国立がん研究センター中央病院アピアランス支援センターのウェブサイト、「患者さんへのお役立ち情報」が掲載されています。



3. 治療と生活

「がんの治療」、「治療が始まってからの生活」、「あなたが大切にしたいこと」なども含めて医療従事者と話し合いながら、あなたにとっての最適な治療を選択しましょう。

ここでは、がん治療に関連して利用できる制度などについて紹介します。

■配偶者との子どもを産み育てることを将来望む可能性がある場合

にんようせい
(妊孕性について)

がんの治療を受けると、妊娠するために必要な力（＝妊孕性）が低下することがあります。

あなたの将来のことを考えて、治療を始める前に、妊孕性への影響やできることを知っておくことが大切です。

にんようせいおんぞんりょうほう 妊孕性温存療法

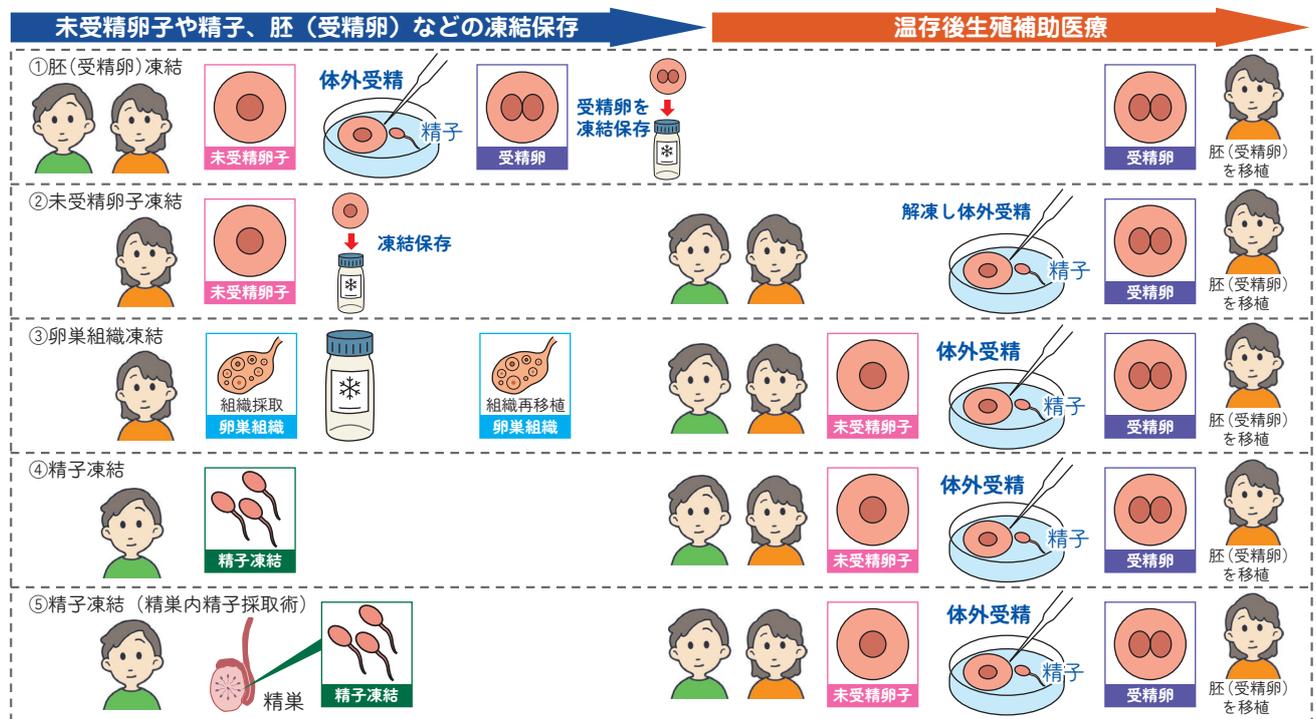
未受精卵子や精子、胚（受精卵）などを凍結保存しておく方法です。

おんぞんごせいしよくほじょりょうほう 温存後生殖補助医療

保存しておいた未受精卵子や精子、胚（受精卵）などを使って妊娠を目指す治療です。

これらの治療には、費用の一部を助成する制度があります。

未受精卵子や精子、胚（受精卵）などの凍結保存と温存後生殖補助医療について



□妊孕性温存療法に対する費用助成について

| 対象治療 | 助成上限額 /1回 [※] |
|---------------|------------------------|
| 胚（受精卵）凍結 | 35万円 |
| 未受精卵子凍結 | 20万円 |
| 卵巢組織凍結 | 40万円 |
| 精子凍結 | 2.5万円 |
| 精子凍結（精巣内精子採取） | 35万円 |

※医療保険適用外費用の額が上限となります。助成上限額に関しては自治体によって異なる場合があります。

助成を受けられる回数

・対象者 1 人に対して通算 2 回まで

※異なる治療を受けた場合であっても通算 2 回までとなります。

※卵巢組織凍結では、組織採取時に 1 回、再移植時に 1 回の合計 2 回までとなります。

対象者

・未受精卵子や精子などを凍結保存する時点で、男女ともに 43 歳未満の方（所得による制限はありません）

・以下の対象となる治療を受けた方

✓「小児・AYA 世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人 日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療

✓長期間の治療によって卵巢予備機能の低下が想定される治療（乳がんに対するホルモン療法等）

✓再生不良性貧血等での造血幹細胞移植

✓全身性エリテマトーデス等でのアルキル化剤の投与

※対象者については、疾患の治療を担当する医師と都道府県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師（妊孕性温存療法を担当する医師）がともに評価し、命への影響が大きくないと判断された場合に対象となります。

□温存後生殖補助医療に対する費用助成について

| 対象となる治療 | 助成上限額 /1回 |
|----------------------|-----------|
| 凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療 | 10万円 |
| 凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 | 25万円※1 |
| 凍結した卵巣組織移植後の生殖補助医療 | 30万円※1~4 |
| 凍結した精子を用いた生殖補助医療 | 30万円※1~4 |

- ※1 以前に凍結した胚（受精卵）を解凍して胚移植を実施する場合は10万円
- ※2 人工授精を実施する場合は1万円
- ※3 採卵したが未受精卵子が得られない、又は状態の良い未受精卵子が得られないため中止した場合は10万円
- ※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外
注) 助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用

助成を受けられる回数

- ・制度を利用する時点で妻の年齢が40歳未満であれば6回まで、40歳以上の場合は3回まで
- ※もし助成を受けたあとに出産した場合は、出生の確認ができた時点で、それまでの助成回数がリセットされ、再び利用できます。

対象者

- ・温存後生殖補助医療を開始する時点で、妻の年齢が43歳未満の夫婦（所得による制限はありません）
- ・夫婦のいずれかが、妊孕性温存療法を受けた方
※対象者については、都道府県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師（温存後生殖補助医療を担当する医師）と、疾患の治療を担当する医師がともに評価し、命への影響が大きくないと判断された場合に対象となります。
※実施した妊孕性温存療法は、原則として本制度の条件を満たしている必要があります。

【妊孕性温存療法・温存後生殖補助医療の助成の申請について】

- ・居住地の都道府県に申請
※詳細は居住地の都道府県にお問い合わせください。また、厚生労働省のウェブサイト「小児・AYA世代のがん患者さん等の妊孕性温存療法研究促進事業」に制度に関する情報が掲載されています。
※助成対象となる医療機関は、厚生労働科学研究費補助金研究班のウェブサイトを確認できます。



妊孕性温存療法の研究促進にご協力をお願いします。

本研究への協力には、助成対象の医療機関を受診した上で、専用アプリをご自身のスマートフォンやタブレットにダウンロードし、登録する必要があります。また、妊孕性温存療法の研究を促進するために、定期的に（年1回以上）患者さんの臨床情報等が収集されます。収集した情報は、日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）のセキュリティレベルの高い国内サーバーで管理されます。収集した情報は個人が特定されない形で妊孕性温存療法の研究に利用されます。専用アプリでは登録されたご自身のデータを閲覧できるほか、患者さんに役立つ機能を日本がん・生殖医療学会より提供しています。

■腕や脚などにむくみが起きた場合

(リンパ浮腫)

リンパ浮腫は、がんそのものやがん治療によって、治療部位に近い腕や脚などの皮膚の下にリンパ液がたまってむくんだ状態のことをいいます。
リンパ浮腫について正しい知識を持ち、より早くむくみに気づき適切な治療を受けることで、リンパ浮腫の進行を抑えたり、症状を軽くしたりすることができます。リンパ浮腫かもしれないと思ったときは、できるだけ早く医師や看護師など医療従事者に相談しましょう。

がんの手術後のリンパ浮腫[※]の治療に使用される^{だんせい}弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブおよび弾性包帯などの費用は、療養費として申請することにより、購入費用の一部が戻ってくる場合があります。弾性着衣や弾性包帯を購入する前に担当の医師や看護師など確認しましょう。
※リンパ節郭清を伴う悪性腫瘍の術後に発生するもの

標準治療

科学的根拠に基づき、現在利用できる最良の治療であることが示され、ある状態の患者さんに行われることが推奨される一般的な治療を「標準治療」といいます。
がんのおもな治療法は、手術療法、薬物療法、放射線治療です。がんの種類や進行度、体の状態に合わせて、これらを単独もしくは組み合わせて治療します。

■治療を終えた後の健康管理

ばんきがっぺいしょう (晩期合併症・後遺症について)

特に子どもや若者ががんになった場合、時間の経過に伴って、がんそのものや、治療内容、治療を受けた年齢などの影響によって合併症が起こることがあります。これを晩期合併症・後遺症といいます。

おもな晩期合併症

| | |
|-----------|------------------------------|
| 成長発達への影響 | 身長発育障害、肥満、やせ、糖尿病 |
| 生殖機能への影響 | 無月経、不妊、妊孕性の低下 |
| 中枢神経系への影響 | 白質脳症、てんかん、学習障害 |
| 臓器機能への影響 | 心機能異常、呼吸機能異常、肝機能障害、肝炎、免疫機能低下 |
| 二次がん(腫瘍) | 白血病、脳腫瘍、甲状腺がん、その他のがん |

■自宅で医療者等のサポートを利用する場合

(在宅医療)

あなたのお体の状況によっては、自宅でがん治療を受けられる場合があります。

住み慣れた自宅などで病気の療養をする際に受ける医療のことを在宅医療といい、公的医療保険を利用して、医療を受けることができます。

| | |
|-------------|--|
| 訪問診療 | 医師が自宅を訪問して、定期的に診療することです。歯科医師による診療もあります。 |
| 往診 | 定期的な訪問診療以外で、必要ときに医師が自宅を訪問して診療することです。 |
| 訪問看護 | 診療に基づく主治医の指示を受け、看護師等が自宅を訪問して、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。 |
| 訪問薬剤管理指導 | 医師の指示に基づき、薬剤師が自宅を訪問して、服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理や指導を行います。 |
| 訪問リハビリテーション | 医師の診療に基づき、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)が自宅を訪問して、病状や療養環境等を踏まえて、療養に必要な訓練等を指導します。 |
| 訪問栄養食事指導 | 医師の指示に基づき、管理栄養士が自宅を訪問して、食事の用意や摂取等に関して具体的に指導します。 |

対象者

- ・医学的な管理が必要で、通院が困難な方 など

利用方法

担当医など医療従事者へ相談ください。



がん治療後の健康状態は、がんの種類、治療の内容、治療を受けたときの年齢などによって異なります。晩期合併症・後遺症は、治療終了から数年後、あるいは何十年も経過してから症状があらわれることがあり、治療後もあなたにどのような健康リスクがあるのかを知り、自身の健康を管理する方法を理解しておくことが大切です。

健康管理やフォローアップをどこで受けたらよいかについては、治療を受けた病院の担当医やがん相談支援センターなどに相談しましょう。

支持療法

支持療法とは、がんそのものや治療に伴う副作用・合併症・後遺症による症状を軽減させるための予防、治療及びケアのことです。治療をしている際に気になる症状がある場合は、担当医や医療従事者に伝えてください。

(在宅医療以外の生活支援)

病状の進行により、身体の機能に一定以上の障害が生じ、その障害が永続する※と認められた場合、自宅での生活を支援する制度を利用できることがあります。障害により身体障害者手帳を取得されるなど、所定の手続きを行った場合に、その方の障害の状態に応じて、障害福祉サービス等(補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業などを含む)によるサービスが提供されます。

※「永続する」障害とは、「その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りる」という趣旨であって、将来にわたって障害程度が不変のものに限られるものではありません。

【自宅で利用するサービスの一例】

※利用には条件があります。

| | |
|----------|---|
| 訪問サービス | ・居宅介護(自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行う) |
| 福祉用具など | ・車椅子、歩行器等 ・特殊寝台(ベッド)、特殊マット(ベッドマット)等の身体介護を支援する用具 ・入浴補助用具等 ・設置に小規模な住宅改修を伴うもの |
| 排泄管理支援用具 | ・ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品 |

サービスの利用については、まずはがん相談支援センターにてお尋ねください。P.7に、身体障害者手帳、障害福祉サービスの制度について掲載しています。

なお、AYA世代のがん患者さん向けに、自治体が独自で上記のようなサービスを提供する制度を設けている場合もあります。

【問い合わせ先】

がん相談支援センター、お住まいの市区町村

4. 生活を支える制度について

がんになると、病気や治療のことだけでなく、お金や仕事のことなど、生活に関わるさまざまなことが気になることもあります。また、診断を受けとめ、治療を選択していく時期に、仕事や生活の段取りを整えることが必要となることもあります。あなたがこれから受ける医療にかかる費用の目安や、治療後の療養生活、仕事や学業と治療の両立を支える制度などを知っておくことはとても大切です。

ここでは、利用できる制度とその相談窓口についてまとめました。詳しく知りたい項目については、問い合わせ先へ連絡いただくか、がん相談支援センターをご活用ください。

| 制 度 | 医 療 | 生活支援 | 給付補助等 | 仕 事 | ページ |
|----------------------------|-----|------|-------|-----|-----|
| 公的医療保険制度 | ○ | | ○ | | — |
| 療養費（リンパ浮腫） | | | ○ | | 4 |
| 妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に対する費用助成 | ○ | | ○ | | 3～4 |
| 高額療養費制度 | ○ | | ○ | | 7 |
| 小児慢性特定疾病児童等への医療費助成制度 | ○ | | ○ | | 8 |
| 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 | | ○ | | | 8 |
| 傷病手当金 | | | ○ | ○ | 7 |
| 雇用保険 | | | ○ | ○ | 8 |
| 長期療養者就職支援事業 | | | | ○ | 8 |
| 地域若者サポートステーション | | | | ○ | 8 |
| ハートトレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練） | | | △ | ○ | 8 |
| 身体障害者手帳 | △ | △ | △ | △ | 7 |
| 障害福祉サービス | △ | △ | △ | △ | 7 |
| 障害年金 | | | ○ | | 9 |
| 生活困窮者自立支援制度 | | | ○ | ○ | 9 |
| 生活保護制度 | ○ | ○ | ○ | | 9 |

医療：医療従事者により診療やケアを受けられるもの。

給付補助等：金銭的な給付や、補助、還付が受けられるもの。

○：利用可能。△：一部もしくは場合により利用可能。

生活支援：日常生活上の介助やケアなどのサポートを受けられるもの。

仕事：求職支援や治療と仕事の両立支援など、就労に関するもの。

AYA 世代の患者さんを支える制度は、本パンフレットへの掲載内容以外に、都道府県や市区町村が独自で事業などを実施していることがあります。

実施している事業内容は自治体により異なりますので、お住まいの自治体のウェブサイトなどで、利用できそうな制度があるかどうかについて調べてみてください。

■高額療養費制度

高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。自己負担限度額は、年齢や所得に応じて定められており、同一世帯で、直近12か月間に高額療養費が支給された月が3か月以上になった場合は、4か月目から自己負担限度をさらに軽減する多数該当の仕組みなども設けられています。

【問い合わせ先】 ご加入の健康保険組合、協会けんぽ、又は市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）など

■傷病手当金

傷病手当金は、被保険者が①業務外の病気やケガで療養中であること、②療養のための労務不能であること、③4日以上仕事を休んでいること、④給与の支払いがないことの全てを満たす場合に給付されます。

支給期間は、同一の疾病・負傷に関して、支給を始めた日から通算して1年6か月を超えない期間です。

1日あたりの支給額は、直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額です。

【問い合わせ先】 ご加入の健康保険組合、協会けんぽ、又は市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）など

■身体障害者手帳

身体障害者手帳は、次の障害がある方に対して、その障害が一定以上で、永続すると認められた場合に、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付します。

障害の種別は、①視覚障害 ②聴覚又は平衡機能の障害 ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害 ⑥ぼうこう又は直腸の機能の障害 ⑦小腸の機能の障害 ⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 ⑨肝臓の機能の障害 と定められています。

手帳の交付を受けると、障害者総合支援法による障害福祉サービスなどの各種サービス、税金の減免や交通料金の割引などの制度を利用できます。

【問い合わせ先】 お住まいの地域の市区町村

■障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために、個々の障害のある方々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

【問い合わせ先】 お住まいの地域の市区町村

治療と仕事の両立支援（両立支援コーディネーター）

治療と仕事の両立支援とは、病気を抱えながらも働く意欲や能力のある方が、仕事を理由に治療機会を逃すことなく、また、治療を理由に就業の継続を妨げられることなく、治療を受けながら仕事を続けられる生活を支えることです。

両立支援コーディネーターは、治療と仕事の両立支援において、患者である労働者に寄り添い、職場と医療機関の情報の橋渡しをしながら、継続的に相談支援等を行います。企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ、医療機関の医療従事者、外部の相談機関（都道府県産業保健総合支援センター等）などが、養成研修を受けてコーディネーターの役割を担っています。

【問い合わせ先】 都道府県産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

■雇用保険

雇用保険の基本手当は、離職された方がすぐに働ける状態である場合に、原則として離職日の翌日から1年間の受給期間に、所定給付日数分が支給されるものです。病気の治療や療養のためにすぐに働けない状態の方は、その期間中は基本手当を受け取ることはできませんが、働けない期間が30日以上となる場合には、最大で4年（原則1年＋3年）まで受給期間の延長を行うことで、治療や療養を終えて働ける状態になってから、求職活動を行いながら基本手当を受け取ることができるようになります。

病気を理由として離職された場合は、受給手続きの際、診断書等をハローワークにご提出ください。

※健康保険の傷病手当金を受給している期間は、雇用保険の基本手当を受給できません。

【問い合わせ先】 ハローワーク

■地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション（サポステ）では、何らかの理由により現在仕事をしていない15歳から49歳までの方を対象に、就職のための準備から職場定着・ステップアップまでの継続的な支援を行っています。サポステは、厚生労働省から委託を受け、全ての都道府県に設置されています。お近くのサポステは特設サイトからご確認ください。

【問い合わせ先】 地域若者サポートステーション

■長期療養者就職支援事業

長期療養者就職支援事業では、がん等により長期にわたる治療等が必要な方の就職支援のため、ハローワークに専門相談員を配置し、ご本人の希望や治療状況を踏まえた職業相談、仕事の紹介、希望・適合する仕事の選定や開拓、就職後の職場定着支援を実施しています。

また、病院内で、入院・通院しながら職業相談や職業紹介を受けられるよう、ハローワークによる出張相談も実施しています。出張相談では、がん相談支援センター等と、ご本人の治療状況や経過、今後配慮すべき点（治療により生じる副作用や通院頻度など）等の情報を共有しながら、希望や状況に応じた職業紹介を実施しています。

【問い合わせ先】 ハローワーク、がん相談支援センターなど

■ハロートレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練）

ハロートレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練）は、仕事をお探しの方を対象とした「無料※の職業訓練制度」です。キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができます。

ハロートレーニングを受講するには、ハローワークや訓練実施機関が、積極的に就職支援を行います。また、一定の要件を満たす方に、訓練受講中の生活を支援する雇用保険の各種手当や給付金などを支給します。受講を希望される方はまずはお近くのハローワークでご相談ください。

※テキスト代は自己負担になります。

【問い合わせ先】 ハローワーク

就学と治療 ※在学中の方へ

高校生、大学生への教育支援は、義務教育段階の教育支援とは異なる側面が多くあり、義務教育段階と同じように治療中や入院中の学校生活を送ることが難しくなる場合があります。学校生活のことで悩んだり不安になったりするときには、ひとりで悩まず、ご家族や友達、教職員、医療従事者など周りの人に相談してください。在学中に利用できる制度は、がん相談支援センターにて確認することもできます。

「高校生活とがん治療の両立のための教育サポートブック」にも、知っておくと役立つ情報がまとめられています。



小児慢性特定疾病児童等への医療費助成制度、自立支援事業

※15歳～18歳（一部20歳未満も含む）の方へ

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、患児データを効率的に収集し治療研究を推進するため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成しています。

助成対象者は、原則、18歳未満の児童のうち、症状が一定程度の者としています（ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も含みます）。また、小児慢性特定疾病児童等について、地域支援の充実により自立促進を図るため、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市において、自立支援事業を実施しています。

詳しくはお住まいの自治体窓口にご確認ください。

【問い合わせ先】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市



■障害年金

障害年金は、病気やけがによって障害の状態になったとき、生活を支えるものとして現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。「障害の状態」には、長期療養が必要ながんなどの内部疾患により仕事や生活が著しく制限を受ける状態となった場合も含まれます。

病気やけがで初めて医師又は歯科医師の診療を受けたときに、国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」を請求できます。

また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

【問い合わせ先】 日本年金機構

■生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度では、「仕事が見つからない」、「働きたくても働けない」、「家賃を払えない」、「住むところがない」、「社会に出るのに不安を感じる」等、生活にお困りの方の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援などさまざまな支援を提供しています。

まずはお住まいの地域の自立相談支援機関にご相談ください。

お近くの自立相談支援機関は、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークのウェブサイトからご確認ください。

【問い合わせ先】 お住まいの地域の自立相談支援機関

■生活保護

生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。

生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。

また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。

生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。

【問い合わせ先】 お住まいの地域の福祉事務所



医療費に関する制度について・・・

掲載している制度以外にも、医療費控除など状況や条件に応じて利用できる公的制度があり、公的制度以外にも、私的な契約に基づく民間保険、がん保険などさまざまなものがあります。がん情報サービスにも制度に関する情報が掲載されていますので、参考にしてください。



介護休業・介護両立支援制度

育児・介護休業法では、働く人ががんと向き合うご家族の介護を理由に仕事を辞めずに続けられるようにするため、介護休業など、仕事と介護の両立を支える仕組みを定めています。

なお、「介護に専念」しすぎると離職につながる可能性が高くなるため、介護休業は「働きながら介護を必要とする家族を支える体制を構築するために、一定期間利用すること」を想定しています。

詳細につきましては、介護休業特設サイトをご参照ください。



がんに関する情報を知りたい場合

「国立がん研究センターがん情報サービス」

「がん情報サービス」は、国立がん研究センターが運営するウェブサイトです。患者さん・ご家族・市民の方向けに「確かな」「わかりやすい」「役に立つ」情報として、がんに関する幅広い内容が掲載されています。

<掲載されている情報の例>

- ・病名から探す（部位・臓器別、50音順、日本に多いがんなどから該当するがんを検索）
- ・治療と生活（がんの基礎知識、診断と治療、症状への対処、生活の工夫、妊孕性や性生活など）
- ・制度やサービス（お金や仕事などに関する制度や相談先など）
- ・世代別の情報（小児、AYA世代、働く世代など）
- ・予防・検診（がんの発生要因と予防、がん検診など）

このほか、病院情報、関連冊子やがんの統計データ、がんに関する用語集なども掲載されています。

がんに関する情報を探する場合、得られた情報が信頼できるか注意する必要がある、不確かな情報に惑わされないためには、正しい情報、信頼できる情報を見極めることが大切です。

①いつの情報か

医療に関する情報は日々進歩しています。古い情報や公表時期が分からない情報は、そのまま信じない方がよいでしょう。

がん情報を見極めるときのポイント



②誰が発信しているか

発信元（個人・組織や団体）の名称や連絡先を確認しましょう。

③何のために発信したのか

薬や食品などの販売目的の広告ではないか確認しましょう。効果が確認されていない治療法や食品などの宣伝を目的としている場合には、信頼できる情報とは言えません。刺激的な見出しや、断定的な表現など、メリットばかり強調されているときには注意してください。

④何を根拠にしているか

根拠としている情報（出典）を確認しましょう。

正しい情報であっても、あなたに当てはまる情報であるとは限りません。判断がつかない場合は、何かを決めたり行動したりする前に、担当医や看護師、がん相談支援センター等に相談しましょう。

※こちらから、「がん情報サービス」のウェブサイトへアクセスできます。

がん情報サービス ganjoho.jp

国立がん研究センター



パンフレットを利用される皆様へ

- ・このパンフレットは、おもに厚生労働省が所管する制度や相談窓口などを掲載しています。AYA 世代の方が利用できる全ての制度を掲載しているわけではないことに留意してください。
- ・掲載している制度を詳しく知りたいときは、厚生労働省ウェブサイトの AYA 世代向けのページ、もしくは、がん相談支援センター等へお尋ねください。

15歳～30歳代でがんと診断されたあなたへ

がんの治療と 暮らしを支える 制度ガイド



問い合わせ先

監修・協力

国立研究開発法人国立がん研究センター

厚生労働科学研究「小児・AYA 世代のがん経験者の健康アウトカムの改善および根治困難ながんと診断された AYA 世代の患者・家族の生活の質の向上に資する研究（研究代表：清水 千佳子）」

厚生労働科学研究「小児・AYA 世代がん患者に対するがん・生殖医療における心理社会的支援体制の構築と安全な長期検体保管体制の構築を目指した研究－サバイバーシップ向上を志向して（研究代表：鈴木 直）」



発行

厚生労働省 健康・生活衛生局がん・疾病対策課